平成２５年（フ）第２５８号
北海道旭川市新富２条１丁目13番２号　フタバマンション201号室
債務者　大城　英敏
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６４号
北海道旭川市末広東２条１丁目８番23号　フォセットＡ号室
債務者　柴田　直也
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６５号
北海道旭川市東８条６丁目１番10号　ＭＪスクエア103号室
債務者　八代　智弘
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６７号
北海道留萌市大町１丁目64番地の４　マンションピラ２―１号室
債務者　炭谷　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
北海道旭川市４条通23丁目428番地の１　エステート423―101号室
債務者　加藤　　彰
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
北海道旭川市４条通23丁目428番地の１　エステート423―101号室
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３２号
愛知県碧南市西浜町４丁目２番地１、前住所愛知県安城市桜町８番９号　エスポアクレメント安城桜町405
債務者　辻　由紀夫
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４３５０号
東京都港区虎ノ門３丁目19番12号
破産者　グローバルライフコンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８１４号
札幌市白石区栄通11丁目３番18号
破産者　株式会社丸一菅原商事
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０２号
札幌市西区二十四軒３条５丁目１番14号、登記簿上の住所東京都文京区湯島２丁目33番９号
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６９９号
東京都渋谷区渋谷１丁目７番５―705
破産者　弁護士法人公尽会
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２００号
愛媛県松山市千舟町５丁目７番地６
破産者　ＮＩＳグループ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２６号
神戸市須磨区平田町３丁目２番15号
破産者　株式会社マコト販売
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
青森県三沢市下久保１丁目１番地１
破産者　有限会社西村アスコン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２２号
金沢市示野町ト39番地１、従前の本店所在地金沢市観音堂町ホ55番地５
破産者　株式会社ＯＮＥ―ＵＮＩＴ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
金沢市駅西本町６丁目７番37号
破産者　有限会社ヒロプラニング
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所